

茅ヶ崎市における市民後見人養成研修修了認定者名簿登載者のサポート体制について

茅ヶ崎市では、市民後見人養成研修を修了した方が市民後見人等として受任できるまでの期間（養成期間）、また適切な活動が可能となるよう受任している間（受任中）において、次のようなサポートを行います。

☆：受講（実施）必須 ○：必要に応じて受講（実施）可能

内容	対象者	
	全員	受任中
市民後見人養成研修（実践研修）の一部開放 気になる講座や苦手科目の講座の一部を再受講することができます。	○	○
名簿登載者研修（注） 研修を受講することで、知識を高めることができます。 ※フォローアップ研修という名称で開催しています。	☆	☆
修了者情報交流会（注） これまでの活動について情報交換を行うことで、様々な考え方を身に着けることができます。 ※フォローアップ研修という名称で開催しています。	☆	☆
法人後見サポーター研修（注） 法人後見サポーターとしての知識を高めることができます。 ※フォローアップ研修という名称で開催しています。	☆	☆
成年後見支援ネットワーク勉強会（注） 市主催の勉強会に出席することで、弁護士などの出席者の議論から正しい支援のあり方を身に着けることができます。	☆	☆
後進育成の機会 市民後見人養成研修の受講生に体験談を伝えることで、自身の活動を振り返り、今後の活動に活かすことができます。		○
専門職や職員への相談 弁護士などの専門職や後見担当職員等に案件の相談をすることで、正しい支援の仕方を確認することができます。		○
定期報告 後見担当職員へ定期的に報告をしていただくことで、安心して活動を継続することができます。		☆
ケース会議への職員同席 ケース会議等へ必要に応じて職員が同席することで、安心して関係機関との連携方法や支援の方向性を検討・確認することができます。		○

（注）養成1年目の方は必須とし、養成2年目以降の方は年1回以上の受講を必須とします。